

クレジット過剰与信規制の緩和に反対する会長声明

1. 経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会は、2019年（令和元）年5月29日に公表された中間整理の中で、クレジットカード等の交付・付与時の過剰与信規制について、緩和する方向性を示している。具体的には、①少額の与信（利用限度額10万円以下を想定）のクレジットカード等の交付・付与時の、指定信用情報機関への信用情報の照会義務（割賦販売法第30条の2第3項）及び基礎特定信用情報の登録義務（同法第35条の3の56第2項及び第3項）の免除、②クレジットカード会社独自の技術やデータを活用した与信審査方法を使用する場合における、支払可能見込額調査義務（同法第30条の2第1項）、指定信用情報機関への信用情報の照会義務及び基礎特定信用情報の登録義務の免除等である。
2. 上記①のような緩和がされれば、既に他社からの借入れ等で多重債務状態にある者であっても、少額の与信であればクレジット利用が認められることになり、また与信情報が登録されなければ、既に少額の与信のクレジットカードを複数利用して経済的に破綻している者であっても、その情報は他のクレジットカード会社と共有されず、過剰与信防止が困難となる。日本弁護士連合会が裁判所の協力を得て行っている破産事件記録調査によれば、負債額が100万円未満で破産に至った者の割合が、2002年では1.49%であったものが、2017年には7.51%となっており、顕著な増加傾向を示している。少額の与信であっても、複数利用すれば破綻に至ることは容易に想定でき、少額の与信であるからといって、利用者が破綻に至るおそれがあるとは言えないものである。

3. 上記②の緩和について、事業者における独自の与信審査方法を認めることは、業界全体として統一的な算定方法による支払可能見込額調査義務を課すことにより多重債務問題を業界全体で防止するという、2008年改正割賦販売法の趣旨を没却させるものであり、認められない。中間整理では、事業者における与信手法について、行政等の第三者が事前・事後のチェック、定期的なレポート等によりチェックを行うことにより、適切な管理を担保できるという。確かに、ディープラーニングの実用化により人工知能（AI）の可能性は飛躍的に高まったが、未だその判断プロセスは説明不可能（ブラックボックス）なのであって、このような状況の中、第三者のチェックにより適切な管理が担保できるとは、到底思われない。
4. また、インターネットやスマートフォンの急速な普及により、これらに親和的な若年者がキャッシュレス決済を利用する機会は格段に増えており、これに伴い、クレジット決済を抵抗感なく利用し債務を負うリスクや、クレジット決済を利用した悪徳商法被害に遭うリスクも高まり、若年者の多重債務者や消費者被害の増加が懸念されている。
5. 過剰与信を防止するためには、金額の多寡に関わらず、また事業者独自の与信手法を過信することなく、現在の与信管理の枠組みを維持することが必要不可欠である。よって、当会は、これらのクレジット過剰与信規制の緩和に、反対する。

以上

2019（令和元）年11月29日

愛媛弁護士会

会長 丸山 征

